

NPO 法人 NEXTEP 役員報酬規程

第1条（目的）

NPO 法人 NEXTEP の理事ならびに監事（以下「役員」という）に支給する報酬その他の給与の取り扱いに関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条（報酬の有無）

役員は報酬が発生しない。

付 則

この規程は平成21年5月26日より施行する。